

新 旧 対 照 表

静岡県業務委託契約約款

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5条～第33条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u>～<u>5</u> (略)</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第35条 受注者は、前条<u>第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第36条～第46条の4 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定による保険証券の寄託に代えて、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）</u>であって、<u>当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、<u>当該保険証券の寄託をしたものとみなす。</u></p> <p>第5条～第33条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p><u>2</u> 受注者は、<u>前項</u>の規定による保証証書の寄託に代えて、<u>電磁的方法</u>であって、<u>当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、<u>受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><u>4</u>～<u>6</u> (略)</p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第35条 受注者は、前条<u>第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 受注者は、<u>前2項</u>の規定による保証証書の寄託に代えて、<u>電磁的方法</u>であって、<u>当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、<u>受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第36条～第46条の4 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第46条の5 発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項（第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第47条～第49条 (略)</p> <p>(届出書、通知書等の様式)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p>	<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第46条の5 発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第47条～第49条 (略)</p> <p>(届出書、通知書等の様式)</p> <p>第50条 (略)</p> <p><u>2 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>第51条 (略)</p>

改正前

様式第6号(第17条から第21条、第23条から第27条及び第30条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

変更業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称

2 施行箇所 市 町
郡 村

3 変更事項

- (1) 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- (2) 履行期限
- (3) 委託業務内容
- (4) その他

上記のとおり 年 月 日締結した業務委託契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職名 氏 名 印

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

改正後

様式第6号(第17条から第21条、第23条から第27条及び第30条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

変更業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称

2 施行箇所 市 町
郡 村

3 変更事項

- (1) 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- (2) 履行期限
- (3) 委託業務内容
- (4) その他

上記のとおり 年 月 日締結した業務委託契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職名 氏 名 印

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

電磁的方法により契約を締結する場合には、収入印紙貼付欄、発注者及び受注者の印を削除し、「この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。」とあるのを「当事者は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。」と書き換える。